

令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

報告内容

令和6年11月8日(金)に開催した港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について報告します。

1 日 時

令和6年11月8日(金) 午前10時から11時15分まで

2 場 所

港区立教育センター研修室1・2

3 出席者

分野	構成員	
港 区	学校教育部長(副会長)	吉野 達雄
	子ども若者支援課長	矢ノ目 真展
	子ども家庭支援センター所長	石原 輝章
	相談援助担当課長	奥村 直人
	人権・男女平等参画担当課長	小坂 憲司
	教育指導担当課長	清水 浩和
学 校	区立小学校長会副会長(御田小学校長)	齋藤 恵
	区立中学校長会副会長(三田中学校長)	上原 良枝
学識経験者	埼玉学園大学教授	藤枝 静暁
医 学	医師	黒木 秀子
心 理	教育センター相談員	関口 勢津子
福 祉	スクールソーシャルワーカー	新行内 勝善
法 律	学校法律相談弁護士	石黒 清一郎
警 察	愛宕警察署生活安全課長	佐藤 淳也
	三田警察署生活安全課長	黒木 健次
	高輪警察署生活安全課長代理	大島 克仁
	麻布警察署生活安全課長代理	吉野 友
	赤坂警察署生活安全課長	倉持 宏
	東京湾岸警察署生活安全課長	清水 義和

【オブザーバー】

分野	構成員	
港区教育委員会	教育委員	鈴木 令奈
港 区	高輪地区総合支所管理課長	伊藤 太一

4 議 事

(1) いじめに関する現状について

【資料1】

教育指導担当課長 清水 浩和 委員

- ・令和4年度に比べ「担任等による発見」の件数が上がっていることから、教員のいじめの認知力が高まっていることが分かる。また、「悪口や嫌なことを言われる」件数が上がっているのは、教員が「いじめの定義」を理解し、細かく報告できていることが要因と考えられる。
- ・中学校では、「認知件数」の少なさに課題が見られるため、今後、生活指導主任会等で、積極的にいじめを認知し、早期に対応するよう働きかけていく。

(2) 学校で起きたいじめの事例について

【資料2】

教育指導担当課長 清水 浩和 委員

「金銭に関わるいじめ対応の事例について」

- ・被害児童保護者より「子どもが同じ学級の子からお金をとられている。転校をさせてほしい。」との連絡が教育委員会に入った。教育委員会は、事実確認をするよう学校に指示した。学校は本件について、両者へ聞き取りを行い、金銭の授受に関する事実確認をし、対応を行った。
- ・加害児童にいじめを行ったという認識や罪悪感が低かったことが本事例の問題点である。加害児童への指導を含めた適切な対応を行う必要がある。警察、弁護士、医療機関など、関係諸機関との連携が考えられるが、どのような連携が有効か。
- ・重大事態とは、「いじめにより児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じている状態」、「いじめにより、児童・生徒が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている状態」である。本事例は、被害児童保護者が学校の対応に納得していること、生命や財産に重大な被害をもたらしていないことから重大事態まで至っていないと判断している。

東京湾岸警察署生活安全課長 清水 義和 委員

- ・金銭の授受があった場合、ぜひ相談してほしい。犯罪行為をすれば、警察に連行されることを知る必要がある。

学校法律相談弁護士 石黒 清一郎 委員

- ・「金銭を要求した」とあり、脅迫的な言動があれば恐喝罪にあたるが実際はどうだったのか。

教育指導担当課長 清水 浩和 委員

- ・児童の間で脅迫的な言動はなく、恐喝にはあたらないと考える。最初、被害児童は、金銭を仲間に渡すことで関係を継続できるという間違った認識があったようである。間違った認識を正していく必要がある。

(3) 2学期における学校のいじめへの対応について

【資料3】

① 区立小学校長会副会長（御田小学校長） 齋藤 恵 委員

「加害児童への対応について」

- ・加害児童との距離をとる、または、担任から声掛けがしやすい座席の配置にするなど、被害児童が安心して教育を受けられる環境を確保している。
- ・学校生活における約束を確認し、約束を守ることを繰り返し指導するなど、加害児童に対する教育的配慮及び毅然とした態度による指導を行っている。

② 区立中学校長会副会長（三田中学校長） 上原 良枝 委員

「いじめの早期対応に向けた取組について」

- ・学校いじめ対策委員会では対応方針、教職員の役割分担等を決定し、加害生徒への指導、双方の保護者への連絡、被害生徒への支援を行う。場合によって、和解または謝罪の会を開き、その後継続的な観察・見守りを行う。

（４）令和６年度

「子どもの権利」等に関する認知度調査結果（速報値）について 【資料４】

子ども家庭支援センター所長 石原 輝章 委員

- ・「子どもの権利」の認知度は、「子どもの権利」に関する周知や質問方法の工夫によって、昨年度に比べ３０％向上し、約７０％程度となった。

５ 意見交換

（１）子ども家庭支援センター所長 石原 輝章 委員

- ・小学２年生の娘がいる保護者は、娘とトラブル状態にある友達との関係を修復しようと友達に言葉をかけたが、改善につながらなかったことから、子ども家庭支援センターに相談した。
- ・相談員は、学級担任に相談するよう保護者に助言した。保護者は、次週、学級担任に相談したことで、スクールカウンセラーとの定期的な面談を行うことになり、見守り体制ができ、娘と友達の関係性が改善していった。

（２）相談援助担当課長 奥村 直人 委員

- ・職員が保護者に聞き取りを行う中で、子どもがいじめの加害児童であったことから虐待が行われたという事例があった。
- ・児童相談所では、親子の信頼関係を再構築するプログラムや適切な医療を含め様々な介入方法を行っている。今後も、教育委員会、学校と連携を図っていく。

（３）教育センター相談員 関口 勢津子 委員

- ・小学５年生の娘がいる保護者は、友達とのトラブルにより登校しぶりになったことについて教育相談に相談した。保護者から学級担任に相談し、座席や言葉かけ等、環境調整を行ってもらうよう助言した。
- ・現在は、学級全体の雰囲気も良くなり、友達との関係も改善した。

（４）スクールソーシャルワーカー 新行内 勝善 委員

- ・子どもの問題行動には家庭の背景が原因であることが多い。いじめの再発防止に向けて複雑な家庭環境をサポートしていく必要がある。

(5) 人権・男女平等参画担当課長 小坂 憲司 委員

- ・性的マイノリティの理解促進を行っているが、子ども同士で性的表現によるからかいや仲間外れにするなどのいじめ事例があれば教えてほしい。

教育指導担当課長 清水 浩和 委員

- ・令和5年度は、小学校で性的表現によるからかいや仲間外れなどに関する件が4件あった。本件は、指導を行い、現在被害等の報告はなく解消している。

(6) 学校法律相談弁護士 石黒 清一郎 委員

- ・保護者間でのトラブルが非常に多くなっている。学校として保護者対応としてどこまでできるかを明確に伝える必要がある。
- ・いじめ問題が起こった時に教員がその対応を適切に行っていれば、個人的に責任を負うことはない。

(7) 埼玉学園大学教授 藤枝 静暁 委員

- ・いじめの未然防止に向けて、学級風土を醸成し、子ども同士がいじめを許さないという意識をもつことが必要である。